

	緊急小口資金特例貸付	総合支援資金特例貸付（初回）	総合支援資金特例貸付（延長）	総合支援資金特例貸付（再貸付）						
貸付の対象となる世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減収、休業、離職等により収入の減少があり生活資金にお困りの世帯。 *新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります									
資金の特徴	送金までの日数が最も短い資金で、1世帯あたり1回のみ貸付可能	緊急小口資金特例貸付を利用してもなお生活資金にお困りの世帯を対象とし、送金までの日数は、申請後3週間～1か月程度。生活再建までの間に必要な費用を想定している趣旨から、最大3か月までの貸付が可能	総合支援資金特例貸付（初回）を利用してもなお生活資金にお困りの世帯を対象とし、送金までの日数は、申請後3週間～1か月程度。生活再建までの間に必要な費用を想定している趣旨から、最大3か月までの貸付が可能	緊急小口資金特例貸付、左記の総合支援資金特例貸付（初回または延長、もしくは初回、延長いずれも）を利用してもなお生活資金にお困りの世帯を対象とした追加支援。送金までの日数は、申請後1か月から1か月半程度を予定。						
資金の性格	緊急かつ一時的な生活維持のために必要な少額の費用の貸付	生活再建までの間に必要な生活費（日常生活を維持するための資金）の貸付								
推奨申請順位	高い			低い						
貸付上限額	最大20万円/1世帯1回のみ	単身世帯	15万円/月	最大45万円	単身世帯	15万円/月	最大45万円	単身世帯	15万円/月	最大45万円
		複数世帯	20万円/月	最大60万円	複数世帯	20万円/月	最大60万円	複数世帯	20万円/月	最大60万円
期間	1回のみ	最大3か月以内		最大3か月以内		最大3か月以内				
備考	※1	同一債権につき、貸付上限額は初回と同額が限度（世帯人数による限度額）								
据置期間	12か月 ※2									
償還（返済）期限	24か月	120か月								
貸付利子	無利子									
保証人	不要									
申込先	お住いの社会福祉協議会									
申請締切日	令和3年8月31日	令和3年8月31日		総合支援資金特例貸付（初回）の送金最終月ごとに設定。対象者には個別に文書で案内。なお、総合支援資金特例貸付（初回）の申請が令和3年3月末までにあった世帯をもって本貸付は申請受付を終了する。				令和3年8月31日		

※1 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患等があるとき
- イ 世帯員に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

※2 令和4年3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について、引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、返済の開始時期を令和4年3月末まで延長

○償還免除について

特例貸付の償還免除について【令和3年3月24日現在】

* 償還免除は、(1)緊急小口資金、(2)総合支援資金の初回貸付分、(3)総合支援資金の延長貸付分、(4)総合支援資金の再貸付、の資金種類ごと一括して行う。

* 借入人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とする。そのほかの世帯員の課税状況は問わない。* 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なる。